

○霧島市総合計画策定条例

平成30年1月12日

条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、総合計画の基本的事項を明らかにするとともに、総合計画の策定手続等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 総合計画 将来における市のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針であり、基本構想及び基本計画からなるものをいう。

(2) 基本構想 市のまちづくりの基本的な理念であり、将来の目指すべき都市像及びこれを実現するための基本方針を示すものをいう。

(3) 基本計画 基本構想を実現するための基本的な施策を体系的に示す計画をいう。

(総合計画の策定)

第3条 市長は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、総合計画を策定するものとする。

(諮問)

第4条 市長は、基本構想及び基本計画を策定し、又は変更(軽微なものを除く。)しようとするときは、あらかじめ霧島市総合計画審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

第5条 市長は、前条に規定する諮問を経て、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、議会の議決を経なければならない。

(公表)

第6条 市長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

2 市長は、総合計画に基づく施策を計画的に実施するための必要な措置を講じ、その実施状況について公表するものとする。

(設置)

第7条 第4条の規定による諮問に応じ、調査審議するため、霧島市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第8条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 公共的団体等の代表

(2) 学識経験者

(3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第9条 委員の任期は、諮問に係る調査審議が終了するまでの期間とする。

(会長及び副会長)

第10条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第11条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(霧島市総合計画審議会条例の廃止)

2 霧島市総合計画審議会条例(平成17年霧島市条例第23号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際、現に廃止前の霧島市総合計画審議会条例第2条第2項の規定により任命された霧島市総合計画審議会の委員である者は、この条例の施行の日に、第8条第2項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。